

答申第305号

平成18年 3月27日

神奈川県教育委員会  
委員長 平出彦仁 殿

神奈川県情報公開審査会  
会長 堀部政男

行政文書公開請求拒否処分に関する不服申立てについて（答申）

平成15年 6月12日付けで諮問された公立学校施設整備費国庫補助金に係る交付申請書等一部非公開の件(諮問第261号)について、次のとおり答申します。

## 1 審査会の結論

(1) 平成7年度から平成12年度までの国庫補助金の交付及び支出が明らかになる書類一式のうち、次に掲げる部分は、公開すべきである。

ア 職員の給料表の種類

イ 職員の社会教育主事の資格取得年月日

ウ 工事予定価格算定に係る設計単価等の金額、諸経費率等の数値

(2) 実施機関が、平成4年度から平成6年度までの国庫補助金の交付及び支出が明らかになる書類一式は存在しないとして、公開を拒んだことは、妥当である。

## 2 不服申立人の主張要旨

(1) 不服申立ての趣旨

不服申立ての趣旨は、神奈川県教育委員会(以下「教育委員会」という。)が、平成15年3月24日付けで行った次に掲げる処分(以下「本件処分」という。)の取消しを求める、というものである。

ア 平成7年度から平成12年度までの国庫補助金の交付及び支出が明らかになる書類一式(以下「本件一部非公開文書」という。)を神奈川県情報公開条例(以下「条例」という。)第5条第1号及び第4号に該当するとして、一部非公開とした処分

イ 平成4年度から平成6年度までの国庫補助金の交付及び支出が明らかになる書類一式(以下「本件公開拒否文書」という。)は、存在しないとして、公開を拒んだ処分

(2) 不服申立ての理由

不服申立人の主張を総合すると、次のとおりである。

ア 教育委員会は、本件一部非公開文書に条例第5条第1号及び第4号に該当する部分があるとして、一部非公開決定をしたが、本件処分には違法があり、不服申立人の権利及び利益を侵害している。

イ 本件一部非公開文書及び本件公開拒否文書に係る工事契約には談合や贈収賄の疑いがあり、この疑いに対して公共事業受託業者には当該受託業務に関して透明性及び説明責任に協力する義務があることや、価格

や諸費用の数値を公開しても受託業者の今後の事業に悪影響を与えるおそれはないことから、実施機関が掲げる非公開理由及び判断は誤ったもので、非公開部分をすべて公開することを求める。

ウ 本件公開拒否文書は、保存期間が10年であるので、存在している。

エ 行政文書は、すべて原本で公開すべきものである。行政文書一部公開決定通知書に文書の写しによる閲覧の記載がなく、その旨の告知のないままに、公開の実施を行ったことは、条例違反であり、無効である。

オ 公開請求に対する諾否決定の期間を2年8か月の特例延長としたが、特例延長を必要とする処理期間の算出に誤りがあり、結果として、公開の実施を不当に延長したもので、条例違反である。

### 3 実施機関（教育局スポーツ課）の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、次のとおりである。

#### （1）本件一部非公開文書について

本件一部非公開文書の名称及び非公開情報（以下「本件非公開情報」という。）は、次のとおりである。

本件一部非公開文書の名称	本件非公開情報
厚木市緑ヶ丘小プール補助申請ほか185件	個人の氏名（職員の氏名を除く。）印影、署名、生年月日及び住所（以下「個人氏名等」と総称する。）
	職員の年齢、社会教育主事の資格取得年月日、給与総額並びに給料表の種類及び級・号給（以下「職員年齢等」と総称する。）
	社会教育指導事業交付金（社会体育指導者派遣事業）に要する経費、交付金対象経費並びに社会教育指導事業交付金に係る事業収支予算書及び決算書に記載されている収入合計額及び支出額（以下「交付金経費等」と総称する。）
	社会教育指導事業交付金に係る事業収支予算書及び決算書に記載されている一般歳入額（以下「本件一般歳入額」という。）
	工事予定価格算定に係る設計単価等の金額、諸経费率等の数値（以下「設計単価等」と総称する。）

#### （2）一部非公開部分について

##### ア 条例第5条第1号該当性について

本件非公開情報のうち、個人氏名等、職員年齢等、交付金経費等及び本件一般歳入額は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、

若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあることから、条例第5条第1号に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しない。

イ 条例第5条第4号該当性について

本件非公開情報のうち、設計単価等は、公開することにより、反復継続される入札その他の事務又は事業の公正かつ円滑な実施を著しく困難にするおそれがあることから、条例第5条第4号イに該当する。

(3) 本件公開拒否文書について

本件公開拒否文書は、保存期間が5年間であり、保存期間満了により廃棄したため、公開拒否とした。

4 審査会の判断理由

(1) 審査会における審査方法

当審査会は、本諮問案件を審査するに当たり、神奈川県情報公開審査会審議要領第8条の規定に基づき委員を指名し、指名委員は、不服申立人から口頭による意見を聴取した。その結果も踏まえて次のとおり判断する。

(2) 本件一部非公開文書について

ア 条例第5条第1号該当性について

条例第5条第1号は、情報公開請求権の尊重と個人に関する情報の保護という二つの異なった側面からの要請を調整しながら、個人を尊重する観点から、個人に関する情報を原則的に非公開とすることを規定している。

(ア) 条例第5条第1号本文該当性について

- a 条例第5条第1号本文は、「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非公開とすることができるとしている。

したがって、同号本文は、個人に関する情報は明白にプライバシーと思われるものはもとより、プライバシーであるかどうか不明確であるものも含めて非公開とすることを明文をもって定めたものと

解される。

b 本件非公開情報のうち、個人氏名等及び職員年齢等は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別される情報であることから、同号本文に該当すると判断する。

c 本件非公開情報のうち、交付金経費等は、社会体育指導者派遣事業に係る職員の給与総額と同額であり、本件一般歳入額は既に公開されている本件一部非公開文書の他の情報と照合することにより、特定の職員の給与額が明らかとなる情報であることが認められるため、個人に関する情報であって、特定の個人が識別される情報であることから、同号本文に該当すると判断する。

(イ) 条例第5条第1号ただし書該当性について

a 条例第5条第1号本文に該当する情報であっても、同号ただし書アからエまでに該当するものは、公開するとされている。

b 本件非公開情報のうち、個人氏名等、職員年齢等、交付金経費等及び本件一般歳入額は、法令等の規定により何人にも閲覧等が認められている情報、又は人の生命、身体等を保護するため、公開することが必要である情報とは認められないので、同号ただし書ア又はエのいずれにも該当しないと判断する。

c 条例第5条第1号ただし書イ該当性について

(a) 職員年齢等のうち、職員の給料表の種類は、職員に支給する給与の額を決定するために、職員の職種に応じて定められているもので、旅費執行における旅費の算定の前提となるものである。この職員の給料表の種類は、特定個人の所得を推測できる情報ではなく、また、当該職員がどの職種の職員として採用されたかは、県民に対する説明責任から明らかにすべき情報と解される。したがって、職員の給料表の種類は、慣行として公にすることが予定されている情報と認められるので、同号ただし書イに該当すると判断する。

(b) 本件非公開情報のうち、個人氏名等、職員年齢等(職員の給料表の種類を除く。)、交付金経費等及び本件一般歳入額は、慣行

として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められないので、同号ただし書イには該当しないと判断する。

d 条例第5条第1号ただし書ウ該当性について

(a) 職員の給与総額及び給料表の級・号給並びに交付金経費等並びに本件一般歳入額について

職員年齢等のうち、職員の給与総額は、特定の職員の所得が推測できる情報であり、職員の給料表の級・号給は、容易に取得し得る他の情報と照合することにより、特定の職員の所得を推測できる情報である。

また、交付金経費等及び本件一般歳入額は、特定の職員の給与額が明らかとなる情報である。

したがって、職員の給与総額及び給料表の級・号給並びに交付金経費等並びに本件一般歳入額は、公務員の職務に関わる情報ではあるが、当該公務員個人の私的側面を有する情報というべきであり、公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る情報とは認められず、同号ただし書ウには該当しないと判断する。

(b) 個人氏名等及び職員の年齢について

個人氏名等及び職員の年齢は、同号ただし書ウに該当しないことは明らかである。

(c) 社会教育主事の資格取得年月日について

当審査会が調査したところ、社会体育指導者派遣事業は、都道府県教育委員会が市町村教育委員会の求めに応じ、社会体育担当の社会教育主事を派遣する事業であり、当該事業において派遣される者は、「社会体育指導者派遣事業及び学校体育施設開放事業の運用について（各都道府県教育委員会教育長あて文部省体育局長通知）」によれば、原則として社会教育主事の資格を有することが要件となっていることが認められる。このことから、社会教育主事資格の取得の有無は、公務員の職務の遂行の内容に関する情報であると考えられる。

したがって、社会教育主事資格の取得の有無を明らかにする職

員の社会教育主事の資格取得年月日は、公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る情報と認められるので、同号ただし書ウに該当すると判断する。

イ 条例第5条第4号該当性について

(ア) 実施機関は、本件非公開情報のうち、設計単価等を公開することにより、反復継続される入札その他の事務又は事業の公正かつ円滑な実施を著しく困難にするおそれがあることから、条例第5条第4号イに該当する旨説明する。

(イ) しかし、次の理由により、設計単価等を公開しても、入札その他の事務又は事業の公正かつ円滑な実施を著しく困難にするおそれがあるとは認められないことから、条例第5条第4号イには該当しないと判断する。

a 数量の記載が一式となっているものについては、積算の単価を類推することは困難であること。

b 現在、公共工事の設計書について、情報公開請求があった場合、設計単価等を全部公開していること。

c 公共工事の入札等に関して、談合等の不正防止を要請されている現状を考慮すれば、設計単価等を公開することにより、競争入札制度等の透明性を確保することは有益であると考えられること。

(3) 本件公開拒否文書の存否について

当審査会が調査した結果、平成4年度から平成5年度までの文書については、平成11年3月31日に廃止された神奈川県教育庁等文書管理規程(昭和58年神奈川県教育委員会教育長訓令第2号)が適用され、同規程第47条第2項により「(11) 予算、収入及び支出に関する文書(3年に属する文書の項第7号に掲げるものを除く。)」は、保存期間を5年とするものと規定されている。また、平成6年度の文書については、平成12年3月31日改正前の神奈川県教育庁等行政文書管理規程(平成11年神奈川県教育委員会教育長訓令第14号)が適用され、同規程第55条第2項により「(11) 予算、収入及び支出に関する行政文書(3年に属する文書の項第7号に掲げるものを除く。)」は、保存期間を5年とするものと規定されている。

したがって、本件公開拒否文書は、いずれも保存期間が5年であることから、保存期間が満了したことにより、廃棄したため存在しないとの実施機関の説明は、納得できる。

(4) その他

当審査会は、行政文書の公開請求に対する諾否決定の当否について実施機関から意見を求められているのであり、前記2(2)エ及びオの不服申立人の主張については、意見を述べる立場にない。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成15年 6 月23日	諮問書を受理
6 月26日	実施機関に非公開等理由説明書の提出を要求
7 月 1 日	実施機関から非公開等理由説明書を受理
7 月 7 日	不服申立人に非公開等理由説明書を送付
7 月31日	不服申立人から非公開等理由説明書に対する意見書を受理
平成17年12月 5 日 ( 第53回部会 )	審 議
平成18年 2 月22日	指名委員により不服申立人から意見を聴取
3 月22日 ( 第56回部会 )	審 議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
金 子 正 史	同 志 社 大 学 教 授	会 長 職 務 代 理 者 部 会 員
沢 藤 達 夫	弁 護 士 ( 横 浜 弁 護 士 会 )	
鈴 木 敏 子	横 浜 国 立 大 学 教 授	
竹 森 裕 子	弁 護 士 ( 横 浜 弁 護 士 会 )	部 会 員
玉 卷 弘 光	東 海 大 学 教 授	
千 葉 準 一	首 都 大 学 東 京 教 授	
堀 部 政 男	中 央 大 学 教 授	会 長 ( 部 会 長 を 兼 ね る )

(平成18年3月27日現在)(五十音順)